Ⅱ－１－（１）　指定障害者支援施設　○○園　運営規程

（目的）

第１条　社会福祉法人○○が設置する○○園（以下「施設」という。）が行う、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく施設障害福祉サービス（施設入所支援・生活介護・自立訓練（生活訓練））事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、施設の職員が、支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　施設が実施する事業の実施にあたっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な介護、支援及び創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

２　事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

４　事業の実施にあたっては、前３項の他、関係法令等を遵守する。

（施設の名称等）

第３条 　事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名　称　　○○園

（２）　所在地　　神奈川県○○市○○町○丁目○

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職　種 | 雇用区分 | | | | 職　　　務　　　内　　　容 |
| 常勤 | | 非常勤 | |
| 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 |
| 施設長  （管理者） | １ |  |  |  | 施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、施設の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。 |
| 副施設長 | １ |  |  |  | 施設長事務の代理を行う。 |
| サービス管理責任者 | １ | １ |  |  | 個別支援計画の作成に関することを行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の従業者に対する技術指導及び助言等を行う。 |
| 医　師 |  |  | １ |  | 利用者の健康管理及び診療を行う。 |
| 看護師 | １ |  | ２ |  | 利用者の日常生活上の健康管理に関することを行う。 |
| 生活支援員 | 30 | 5 | 10 |  | 利用者に対する日常生活上の支援、相談、介護等を行う。 |
| 理学療法士 |  |  | 1 |  | 利用者に対し日常生活を営む上で必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。 |
| 管理栄養士 | 1 |  |  |  | 利用者の栄養管理・指導及び食事の献立に関することを行う。 |
| 調理員 | 3 |  | 10 |  | 調理業務に関することを行う。 |
| 事務職員 | 3 |  | 2 |  | 施設運営に必要な事務を行う。 |
| その他の職種が配置されている場合は上記と同じ要領で記載する |  |  |  |  |  |

２　施設の職員は、施設の設備等を利用して行う指定短期入所事業所の職員を兼ねるものとする。

（昼間実施サービスの営業日及び営業時間等）

第５条　施設の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 昼　間　実　施　サ　ー　ビ　ス |
| (1)営業日 | ○曜日から○曜日 |
| (2)営業時間 | ○○：○○から○○：○○ |
| (3)年間の休日 | ○曜日、○／○～○／○、その他施設が年間計画で定めた日 |

（昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域）

1. 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域は、以下のとおりとする。

　○○市、○○市、○○市、○○町

（利用定員）

第７条　施設の利用定員は、施設入所支援○○○名、生活介護○○○名、自立訓練（生活訓練）○名とする。

２　施設は、前項に規定する利用定員及び居室の定員を超えて利用させないものとする。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（主たる対象者）

第８条　施設は、主たる対象者を以下のとおりとする。

身体障害者

知的障害者

精神障害者

難病等対象者

（施設入所支援・生活介護・自立訓練（生活訓練）の内容）

1. 施設が提供する施設入所支援・生活介護・自立訓練（生活訓練）の主な内容は次のとおりとする。

（１）　施設入所支援

ア　個別支援計画の作成

イ　主として夜間における食事の提供

ウ　主として夜間における入浴又は清拭

エ　身体の介護

オ　利用者又は家族に対する相談及び助言

カ　その他必要な支援

（２）　生活介護・自立訓練（生活訓練）

ア　個別支援計画の作成

イ　主として昼間における食事の提供

ウ　主として昼間における入浴又は清拭

エ　身体の介護

オ　日中活動

カ　生産活動

キ　余暇活動

ク　自治会活動

ケ　地域生活移行

コ　自己管理

サ　利用者及び家族に対する相談及び助言

シ　その他必要な支援

（利用者から受領する費用の額等）

第10条　施設は、施設障害福祉サービス（以下「サービス」という。）を提供した際は、利用者から市町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　施設は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

３　施設は、前２項の支払を受ける額のほか、施設において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

　　この場合の利用料金については、別表に定める。

（１）　食事の提供に要する費用（生活介護・自立訓練（生活訓練））

（２）　食事の提供に要する費用及び光熱水費（施設入所支援）

（３）　日用品費（施設入所支援・生活介護・自立訓練（生活訓練））

（４）　創作的活動に係る材料費（生活介護）

（５）　被服費（施設入所支援）

（６）　その他施設において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

４　施設は、前３項に係る費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

５　施設は、第３項に係る費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者の同意を得るものとする。

（サービスの利用にあたっての留意事項）

第11条　サービスを利用するにあたって、利用者は、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者等に迷惑を及ぼすことを行ってはならないものとする。

（緊急時における対応）

第12条　施設の職員は、サービスの提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。

（非常災害対策）

第13条　施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

２　施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（苦情解決）

第14条　施設は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

２　施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

３　施設は、提供したサービスに関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

４　施設は、提供したサービスに関し、法の定めるところにより、都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

５　施設は、社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第15条　施設は、利用者の権利擁護、虐待防止等を推進するため、次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待の防止に関する責任者の選定

（２）成年後見人制度の利用支援

（３）職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（身体拘束その他行動の制限に関する事項）

第16条　施設は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する場合には、本人若しくは家族等への説明と書面による同意を得た上で行い、行動制限の状況を記録するものとする。また、その要件に該当しなくなった場合には直ちに解除するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第17条　施設は、職員の資質向上のため研修（第１５条に規定する権利擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を設けるものとし、また、必要な体制の整備を行う。

２　職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４　施設は、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から５年間保存する。

５　施設は、利用者に対するサービス（施設入所支援・生活介護・自立訓練（生活訓練））の提供に関する次に掲げる記録を整理し、当該サービスを提供した日から５年間保存する。

（１）　個別支援計画（施設入所支援・生活介護・自立訓練（生活訓練））

（２）　具体的なサービスの内容等の記録

（３）　市町村への通知に係る記録

（４）　身体拘束等に係る記録

（５）　苦情の内容等の記録

（６）　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（その他の事項）

第18条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人○○と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

別表（第10条第３項関係）

　食費（食事の提供に要する費用）及び光熱水費（生活全般に係るもの）等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　　類 | 金　　額 | | | | |
| 施設入所支援 | 生活介護 | | 自立訓練  （生活訓練） | |
| 朝　　食（１食あたり） | ○○○円 |  | |  | |
| 昼　　食（１食あたり） | ○○○円 | | ○○○円 | | ○○○円 |
| 夕　　食（１食あたり） | ○○○円 |  | |  | |
| 光熱水費（１日あたり） | ○○○円 |  | |  | |
| 日用品費 | ○○○円 | | ○○○円 | | ○○○円 |
| 創作的活動に係る材料費 |  | | ○○○円 | |  |
| 被服費 | ○○○円 | |  | |  |
| ○○○費 | 実　費 | | | | |

附　則

（施行期日）

施設において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの（「その他の日常生活費」）に該当する費用を徴収する場合はその便宜と額を記載します。「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には「実費」という形の定め方が許されます。「その他の日常生活費」については平成18年12月6日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」をご確認ください。

１　この規程は、平成○年○月○日から施行する。